

○ 寒川町都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、寒川町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町民

(2) 町議会の議員

(3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要があると認めたときに会長が召集する。

2 会長は、町長が諮詢したときは、遅滞なく審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会は、出席した委員の3分の1以上の同意を得た動議について、審議することができる。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(臨時委員)

第6条 町長は、審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、第1項の調査審議が終了するまでの間とする。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。